

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、警備員として就労していた。

請求人によれば、警備隊の異動、人間関係や仕事内容の変化、上司や同僚による不注意な言動や嫌がらせなどにより、精神障害を発病したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断された。その後、請求人は、複数の医療機関に受診し「身体表現性障害」、「重症うつ病エピソード」、「妄想型統合失調症」、「統合失調症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし検討すると、平成〇年〇月頃に「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断される旨述べているところ、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に鑑みると、同医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発症前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は認められない。

(4) 評価期間における「特別な出来事以外」についてみると、次のとおりである。

ア 請求人は、隊長から「顔がでかいね」と言われた、副隊長から仕事をよく教えてもらえず威圧的な話し方をされた、同僚隊員から名前をチャン付けで呼ばれた、「もうこの警備隊には来ないでくれ。」と言われた等主張してい

る。

この点、隊長は、「私が見た限り、請求人の勤務態度でおかしいと感じたことはありません。ミスも少なく仕事も普通にこなしており、特に問題はありませんでした。」と述べ、請求人の仕事ぶりを評価しており、指導内容についても「仕事上些細なことで注意はあったが通常の業務指導の範囲内である。」旨述べており、請求人に対し、一方的な理不尽な対応・指導をしていたとは見受けられない。更に一件記録を精査するも、上記主張を確認することはできない。

もつとも、請求人の上記主張を踏まえると、請求人が上司、同僚とのやり取りの中で、不快感を覚えたことは認められるものであり、当審査会としても、請求人の上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当するとみて、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

イ 請求人の時間外労働時間をみると、発病前3か月に39時間であったところ、発病前2か月には59時間30分になっており、発病前3か月から2か月にかけての時間外労働時間数が20時間以上増加し45時間以上となり、1月当たりの最大で約59時間となっていることが認められる。そうすると、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事「仕事の内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するものと思料し、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

ウ 以上のことを総合すると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は、「弱」及び「中」であり、これらの出来事の全体評価は「中」となり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。